

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

会員規約（一般法人用）

改定前	改定後
第 1 条 （法人会員とカード使用者）	第 1 条 （法人会員とカード使用者）
6.法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第 22 条に定めるものをいう。以下同じ。）および第 6 条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第 33 条第 4 項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。	6.法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第 22 条に定めるものをいう。以下同じ。） 、第 5 条の 2 第 4 項に定める WEB サービス等 および第 6 条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第 33 条第 4 項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
第 3 条 （カードの貸与およびカードの管理）	第 3 条 （カードの貸与およびカードの管理）
1.当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」という。）を含みます。カード使用者は、カード（ ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。 ）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	1.当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、IC チップが組み込まれた IC カード（以下「IC カード」という。）を含みます。 また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
	第 5 条の 2 （WEB サービス等）
	1.両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure（TM）」（以下、併せて「MyJCB 等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等（ただし、法人会員については MyJCB）に利用登録されるものとします。

	2.MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。
	3.カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
	4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」という。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービス等のうち利用できる機能が異なります。
	5.カード使用者は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCBまたは当社から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまではEメールによる送信のみとなります。
	6.カード使用者は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。
	7.カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
第6条（付帯サービス等）	第6条（付帯サービス等）
4.会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者ではWEBサービスの利用内容が異なります。会員は、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また	

当該登録を維持するよう努めるものとします。	
5.会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。	4.会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。
第 10 条 (届出事項の変更)	第 10 条 (届出事項の変更)
1.会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第 27 条に定めるものをいう。）、E メールアドレス等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、E メールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	1.会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第 27 条に定めるものをいう。）、E メールアドレス等、 個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。） 、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、E メールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
第 13 条 会員情報の収集、保有、利用、預託	第 13 条 会員情報の収集、保有、利用、預託
3.会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は 本規約末尾に記載のとおりです。 ）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。	3.会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第 1 項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は 次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/ ）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。
第 22 条 (ショッピングの利用)	第 22 条 (ショッピングの利用)
2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと 、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、 または、署名と暗証番号の入力の両方を行うこと により、ショッピング利用を行うことができます。なお、 売上票への署名または 加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力 等 にかえて、所定の手続きを行うことにより、 または売上票への署名や 端末機へ	2.会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、 原則として 加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、 JCB が認める場合には 、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、 カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の 所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。

の暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。	す。
3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非 対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店において は、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは 通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコード もしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信 する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を 行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示およ び 売上票への署名 を省略することができます。	3.インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非 対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店において は、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは 通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコード もしくは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信 する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を 行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示およ び 暗証番号の入力 を省略することができます。
4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引 については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、 会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に 対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等 を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの 提示、 売上票への署名 等を省略することができます。	4.両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引 については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、 会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に 対してカードの提示、 暗証番号の入力または、売上票への署名 等（以下「暗証番号入力等」という。） を行い、残額（ 暗証番 号入力等 を行った後、利用が判明した代金を含む。）について はカードの提示、 暗証番号入力 等を省略することができます。
7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項 において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの 第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下 の対応をとることができます。 (1)当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接また は加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認す る場合があります。 (2)当社、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼 を受けた場合、当社または JCB において法人会員のカード番 号・所在地・電話番号およびカード使用者の氏名その他当該シ ョッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社 に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店 に対して回答する場合があります。 (3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判 断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または 断る場合があります。 (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他 両社が別に定める 操作 を求める場合があります。申込者がセキ	7.ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項 において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの 第三者による不正利用を防止する目的のために、当社は以下 の対応をとることができます。 (1)当社は、事前または事後に、電話等の方法により直接また は加盟店を通じてカード使用者本人の利用であることを確認す る場合があります。 (2)当社、JCB または JCB の提携会社が当該加盟店より依頼 を受けた場合、当社または JCB において法人会員のカード番 号・所在地・電話番号およびカード使用者の氏名その他当該シ ョッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社 に届け出ている会員情報を照合し、一致の有無を当該加盟店 に対して回答する場合があります。 (3)カードの第三者による不正利用の可能性があると当社が判 断した場合、会員への事前通知なしにカード利用を保留または 断る場合があります。 (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他 両社が別に定める 本人認証手続き を求める場合があります。申

リティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。	込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります
第 2 8 条 (明細)	第 2 8 条 (明細)
1.当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJCB」および「My」チェックに登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJCB」および「My」チェックに登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。	1.当社は、当社所定の方法（法人会員が「My」チェックに登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「My」チェックに登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。
第 3 2 条の 2 （取引の制限等）	第 3 2 条の 2 （取引の制限等）
	(5)個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
(5)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合	(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合
第 3 3 条 （退会および会員資格の喪失等）	第 3 3 条 （退会および会員資格の喪失等）
3.会員（(4)または(8)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規	3.会員（(4)または(8)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(11)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、(11)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会

約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第 2 条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。 (1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。 (2)会員が本規約に違反したとき。 (3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。 (5)会員、法人会員の役職員等（法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配しもしくは法人会員の経営に影響力を行使できる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力に該当することが判明したとき。 (6)会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。 (7)会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。 ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求	員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第 2 条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。 (1)会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。 (2)会員が本規約に違反したとき。 (3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたときもしくは生じるおそれがあると当社が判断したとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当社が判断したとき。 (4)両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。 (5)会員、法人会員の役職員等（法人会員の役員、顧問、もしくは従業員または法人会員を実質的に支配しもしくは法人会員の経営に影響力を行使できる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力に該当することが判明したとき。 (6)会員または法人会員の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。 (7)会員または法人会員の役職員等が自らまたは第三者を利用して、当社、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。 ①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
---	---

②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求 ③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為 ④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求 ⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為 (8)カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。 (9)会員が第 11 条の 3 に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第 10 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。 (10)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。	②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求 ③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為 ④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求 ⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為 (8)カード使用者が死亡したことを当社が知ったとき、または連絡責任者もしくはカード使用者の親族等からカード使用者が死亡した旨の連絡が当社にあったとき。 (9)会員が第 11 条の 3 に違反したと当社が合理的に判断したとき、または会員が第 10 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第 11 条第 2 項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。 (10)会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。 (11)個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。
第 3 6 条（費用の負担）	第 3 6 条（費用の負担）
支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。	1. 支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。
	2. 支払責任者が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と支払責任者との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社または JCB が公表する金額を支払責任者は負担するものとし、支払責任者は当社の請求に基づき、当該金員を第 27 条に定める方法により当社に対して支払うものとします。
第 4 0 条（会員規約およびその改定）	第 4 0 条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。	本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。 附則 第5条の2 第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure（TM）」（なお、法人会員においては「MyJCB」のみ）の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等（なお、法人会員においては「MyJCB」のみ）の登録を行います。
2023年3月31日現在 ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。 （KKG01・00999・20230401）	2025年2月28日現在 ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。 （KKG01・00999・20250228）

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社 JCB トラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社 JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供 ○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート	本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社 JCB トラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2 高田馬場 TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社 JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供 ○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20 青山ライズフォート
--	--

利用目的：保険サービス等の提供	利用目的：保険サービス等の提供
(KRG00777・20170331)	(KRG00777・20250228)

<加盟個人信用情報機関>

●加盟個人信用機関と提携個人信用情報機関の関係は以下の通りです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*

* 提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

(KSK77C・20230331)

●加盟個人信用機関と提携個人信用情報機関の関係は以下の通りです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター

(KSK77C・20250228)